

大口町告示第99号

大口町内企業再投資促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年12月21日

大口町長 鈴木雅博

大口町内企業再投資促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町内企業再投資促進補助金交付要綱（平成24年大口町告示第102号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

（操業開始の期日）

第8条の2 前条第3項の規定により認定の決定の通知を受けた者は、当該認定を受けた日から3年以内に当該工場等の操業を開始しなければならない。

第9条第1項中「前条第2項」を「第8条第2項」に改める。

附則第3項を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。